

IMSP SPEED GAMES 2015

特別規則書

ITAKO motor sport park

<http://www.itako-msp.co.jp>

IMSP SPEED GAMES 2015

特別規則書

公示

本競技会は、JAF 国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則とその付則、2014 年度 SL カートミーティング規則規定、及び大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総 則

第1条 競技会名称

IMSP SPEED GAMES 2015(全6戦)

第2条 競技種別

第1種競技車両及びリブレ車両によるスプリントレース

第3条 競技会格式

- 1)アミゴン ※JAF 公認ではありません
- 2)Comer60 ※JAF 公認ではありません
- 3)カデットオープン ※JAF 公認ではありません
- 4) S (FP-Jr)
- 5)ADVAN エンジョイ(リブレ)
- 6)IMSP YAMAHA TIA(リブレ)
- 7)SS エンジョイ(リブレ)
- 8)YAMAHA SS(FP-3)
- 9)YAMAHA スーパーSS(FP-3)
- 10)125 オープン

第4条 開催場所及び日程

1)開催場所 イタコモータースポーツパーク

- 2)開催日程
- | | |
|-----|--------|
| 第1戦 | 3月 8日 |
| 第2戦 | 5月 3日 |
| 第3戦 | 7月12日 |
| 第4戦 | 8月23日 |
| 第5戦 | 10月11日 |
| 第6戦 | 12月 6日 |

3)オーガナイザー及び競技会事務局

イタコモータースポーツパーク

〒311-2402 茨城県潮来市大生 804

TEL 0299-66-1725

FAX 0299-66-5151

第5条 大会競技役員

大会会長		額賀和也
組織委員会	組織委員長	石川朗
組織委員		石川紀夫
組織委員		松崎稔
審査委員会	審査委員長	鈴木啓三郎
審査委員		飯田裕巳
競技委員	競技長	岩田泰典
	コース委員長	石川紀夫
	計時委員長	額賀由里子
	技術委員長	額賀和也
	医師団長	鈴木裕麿
	事務局長	額賀由里子

第6条 競技クラス区分

巻末参照

第7条 公式通知に関する規定

本規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目及びドライバーに対する指示事項は、本規則書付則及び公式通知によって公示される。

公示の方法はエントリー申請書に記入してあるエントラント宛に連絡するか、開催場所事務局設置場所に掲示する。

第8条 延期、中止または取りやめ及び変更

主催者は大会審査委員会の承諾を得て大会の全部または一部を延期、中止または取りやめることができる。イベントの全部を中止し、あるいは24時間以上延期する場合、エントリーフィーは全額返還される。但し、保険料は返却されない。さらに、エントラント及びドライバーはこれによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しない。尚、主催者は大会審査委員会の承諾を得て、イベントの内容を変更する権利も合わせて保有するものとし、これに対する抗議は認めない。

第2章 競技参加に関する事項

第1条 エントリー受付

開始：大会開催日の1ヶ月前

締切：大会開催日の1週間前

郵送によるものを締切日までに必着の事とする。

締切以降及び当日のエントリーは受け付けない。

1)受付時間 9時～17時まで

2)受付場所 大会事務局

3)必要物

- a. 参加申込書
- b. 競技会参加に関する誓約書
- c. 有効な SLO メンバーズカード、2015 年 SL メンバーズブック
- d. 有効な SLO 安全協力会加入証または保険加入証明書(コピー可)
- e. エントリーフィー
- f. 主催者が指定するもの

第2条 エントリーフィー及び保険料

1)アミゴン	¥8,500	(保険料¥1,500 込)
2)Comer60	¥8,500	(保険料¥1,500 込)
3)カデットオープン	¥10,000	(保険料¥1,500 込)
4) S	¥11,000	(保険料¥1,500 込)
5)ADVAN エンジョイ	¥12,000	(保険料¥1,500 込)
6)IMSP YAMAHA TIA	¥13,000	(保険料¥1,500 込)
7)SS エンジョイ	¥12,000	(保険料¥1,500 込)
8)YAMAHA SS	¥13,000	(保険料¥1,500 込)
9)YAMAHA スーパーSS	¥13,000	(保険料¥1,500 込)
10)125 オープンクラス	¥12,000	(保険料¥1,500 込)

第3条 エントリーの資格

1)エントラント

2015 年度有効なエントラントライセンスを所有することが望ましい。

2)ドライバー

クラスごとに有効な必要ライセンス区分及び年齢制限(当該年度)は以下の通りとする。

①アミゴン

年齢:4歳～

資格:オーガナイザーが認めた者で、且つ親権者が JAF カートライセンスまたは SLO カートライセンスを所有していること。

②Comer60

年齢:当該年度小学1年生以上。

資格:オーガナイザーが認めた者で、且つ親権者が JAF カートライセンスまたは SLO カートライセンスを所有していること。

③カデットオープン

年齢:当該年度小学2年生～中学1年生

資格:SLO カデットライセンス以上または SL-B 以上。

④ S

年齢:当該年度小学5年生～中学生の者(10～11 歳の参加は FP-Jr カデット車両に限られる)。

資格:SLO カデットライセンス以上、または JAF カートジュニア国内 B ライセンス以上の所持者。

⑤ADVAN エンジョイ

年齢:中学生以上

資格:SL カートライセンスグレード B 以上または JAF カートライセンスの保持者。

⑥IMSP YAMAHA TIA

年齢: 中学3年生以上

資格: SL カートライセンスグレード B 以上の保持者。

⑦SS エンジョイ

年齢: 中学生以上

資格: コースオーガナイザーが認めた者。レンタル KT の場合は当コースのレンタルカートで1周 42 秒を切った者で且つコースオーガナイザー及びコース指定ショップが認めた者。

⑧YAMAHA SS

年齢: 小学6年生以上

資格: SL カートライセンスグレード B 以上の保持者。

⑨YAMAHA スーパーSS

年齢: 30 歳以上

資格: SL カートライセンスグレード B 以上の保持者。

⑩125 オープン

年齢: 20 歳以上

資格: SL カートライセンスグレード B 以上、もしくは JAF カートライセンス保持者。

※クローズドクラスのドライバーはオーガナイザークラブ員とする。

※SL ライセンス所持者は、それに合わせて 2015 年 SL メンバーズブックを所持していなければならない。

※満 20 歳未満のドライバー及びピットクルーは親権者の承諾を必要とする。

※SLO 会員カード 2015 年 SL メンバーズブック及び JAF ライセンスを提示できないドライバーに対しては理由の如何を問わず出場が取り消される。

第4条 エントリーの受理と拒否

- 1)主催者は、理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、且つその行為をもって最終の決定とする。この場合エントリーフィーは全額返還される。
- 2)エントリーの受理は必要事項の全てが明記された参加申込書及びエントリーフィーが受付場所で受理された時点で主催者の参加承認が成立するが、拒否の通知は開催日まで連絡される。
- 3)一旦受理されたエントリーフィー、保険料はいかなる理由があっても返還されない。

第5条 保 険

全てのクラスに参加するドライバー(ピットクルー加入の場合もある)は、参加申し込みと同時に主催者の指定する障害保健または SLO スポーツ安全保険に加入しなければならない。

※ドライバー及びピットクルーはレース、練習時を含めて健康保険証を携帯すること。

第6条 シャシー、エンジン及びタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジン及びタイヤは、SL 車両規定に準じた国内市販品とし、参加申込書により登録し、且つ車両検査に合格したもののみが使用できる。登録、使用できる数はシャシー1台、エンジン1基とする。車検登録していないシャシー、エンジンの使用は不可。タイヤはドライ1セット・ウェット1セット。タイヤにバースト等が発生した場合は、車検長の許可を受けて当該の1本のみを交換することができる。

第7条 エンジンの交換規定

登録したエンジンが故障破損等により車検長が走行不可能と判断した場合に限り、1回だけエンジンの交換が認めら

れる。故障破損したエンジンも再車検の対象となる。交換する際は車検長立ち合いの下で追加の登録が認められる。

第3章 エンジン及びカートに関する事項

第1条 エンジン

エンジンは下記の細目を満たしていなければならない。

- ①以下でいう改造とは、切削・付加等の改造及び市販状態での装着部品からの変更を指す。但し年式変更に伴う純正共通部品交換は認められる。
- ②エンジン構成パーツの取り付け方法、取り付け方向(クラッチを除く)はメーカーの出荷の状態でなければならない。但し、規定内のメーカー純正消耗品交換部品やスキッシュ調整用ガスケットの交換は認められる。
- ③セルモーター付エンジンの場合、スタートボタンを押してエンジンを始動させる構造であること。
※年齢によって特例の場合もあり(SLクラッチのみ装着)
- ④各クラスに使用できるエンジンは次の通りとする。

1)アミゴン	EC04EA
2)Comer60	Comer W60 (最大気筒容量:61cc)
3)カデットオープン	KT100SSEC
4) S	KT100SEC
5)ADVAN エンジョイ	KT100SD・KT100SC・KT100SEC
6)IMSP YAMAHA TIA	KT100SC・KT100SEC
7)SS エンジョイ	KT100SD・KT100SC・KT100SEC
8)YAMAHA SS	KT100SD・KT100SC・KT100SEC
9)YAMAHA スーパーSS	KT100SD・KT100SC・KT100SEC
10)125 オープン	RK125AEP・ROTAX RF125 MAX・IAME PARILLA X30

第2条 カート

前条に規定する当該エンジンを搭載し、SL 車両規定に合致した車両で、且つ次の条件を満たさなければならない。

- 1)サイドボックス、フロントパネル及びフロントフェアリングを必備とする。またメーカー純正や一般市販のリアプロテクションを必備とする。不備の場合は車両検査において修正を求められる場合がある。
※フロントフェアリングのワンタッチタイプは2個のブラケットで固定とし、ネジ止めタイプは2本のネジのみで固定とする。ワイヤーやテープ等で補強することは出来ない。
- 2)コース上にオイルを流出飛散させる構造のもの取り付けは禁止する。
- 3) 競技ナンバーは車両の前方と後方に必備とし、明瞭に識別できる状態でなければならない。ベースサイズは縦 20～22cmのもので黄色指定、数字は縦 15cm 以上、字幅 2～3cm のもので黒字指定とする。ゼッケン番号、ゼッケンベースとも参加者各自で準備すること。一般市販品または自己作成でも規定内サイズであれば使用可。
- 4)バンパーは必ず前後に装着するものとする。バンパー及び取り付け方法は JAF 車両規則第7条同等とする。サイドバンパーの役割はサイドボックスにより補われるものとする。
- 5)チェーンガードは必備とし、且つ下記項目を満たしていなければならない。
 - ①幅は 3cm 以上あり、車両上方から見てチェーンが見えない状態であること。
 - ②車両側方より見てドライブ側スプロケットとリア側スプロケットを結ぶ線の上の部分の有効に覆っている事。
 - ③車両側方より見てドライブ側スプロケットが見えない状態であること。尚、クラッチ付カートにおいては上記③は除かれるが、クラッチカバー(ハウジングカバー)及び SL クラッチにおいては SL クラッチプロテクター(サポート及び SL クラッチカバー)を取り付けなければならない。

④チェーンガード及びクラッチプロテクターの補強・追加は認める。

第3条 シャシー

シャシーは、下記の細目を満たしていなければならない。

- 1)シャシーの構成パーツの取り付け方法、取り付け方向はメーカー市販状態を基本とする。
- 2)クラスによってはフレームのモデル指定及び改造制限を設ける。
- 3)クラスによって最低重量が設定される。最低重量を満たすためにバラスト、すべて固形材料を用い、車体に6mm以上のボルト・ナット、ロゼットワッシャーなどで強固に取り付ける事とする。取り付けるボルトは最低2ヶ所以上とする。
- 4)サイドボックス、フロントパネル及びフロントフェアリング(フロントカウル)、リアプロテクションを必備とする。

第4条 タイヤ

使用するタイヤのセット数は、1大会につきドライ1セット、ウェット1セットとし、車両検査において登録封印を受けなければならない。タイヤにバースト等が発生した場合は、車検長の許可を受けて当該の1本のみを交換する事ができる。ドライタイヤからウェットタイヤへの交換、また逆への交換は主催者の指示後に交換する事(主催者からドライ/ウェットフリーの宣言がなされる場合もある)。使用するタイヤはいかなる場合も一切の加工、ヒーティング、化学品の塗布は禁止される。ウェットとドライの組み合わせ使用は禁止。

第5条 カートに関するその他の事項

1)排気装置は次の通りとする。

排気系のいかなる部分も、車両の全長及び全幅より突出してはならない。排出出口の末端は、安全な加工が施されていないといけない。排気はドライバーの後方で行われ、且つガスの排出は地上より45cm以下で行われなければならない。

2)音量規制については「JAF国内カート競技車両規則」第23条によるものとし、78dB(A)+3dB(A)を超えるものについてはタイムトライアルに次表のペナルティが課せれる。

音量	タイムトライアルの時間 次の時間が加算される
81.5dB 以上 82dB 未満	0.25 秒
82dB 以上 82.5dB 未満	0.5 秒
82.5dB 以上 83dB 未満	1.0 秒
83dB 以上 83.5dB 未満	2.0 秒
83.5dB 以上 84dB 未満	3.0 秒

注:84dB を含み 84dB を超える者はレースから除外される。

第6条 燃料

1)ガソリン

- ①一般のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリン使用が義務付けられる。
- ②主催者は、ガソリンの銘柄及び供給方法等を指定する場合がある。この場合詳細事項は、特別規則書または公式通知に示される。
- ③すべての燃料冷却方式は禁止される。混合前のガソリン燃料及び混合後のガソリン燃料全てにおいて、冷却などの措置は一切禁止される。

2)エンジンオイル

- ①通常市販されているもののみとし、添加物の使用は一切認められない。

②主催者は、エンジンオイルの銘柄及び供給方法を指定する場合がある。この場合の詳細事項は、特別規則書または公式通知に示される。

3)検査

ガソリン及びエンジンオイルについて、予告なく抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う場合がある。この場合、必ずその指示に従わなければならない。

第7条 車両検査・装備

公式練習の前に車両検査を受けなければならない。この際、非合法な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても、承認が意味されるものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合がある。

1)車両検査の日時及び場所は公式通知で知らされ、ドライバーは車両検査に立ち会わなければならない。

2)カート車両とその装備類は清潔で、且つ正しく整備された状態でなければならない。

3)ドライバーの服装は装備の一部とみなされ、車検の対象となる。競技を安全に行う事を目的に CIK/FAF 公認実績のあるレーシングカートの着用が義務付けられる。グローブ(手袋)、シューズ(足首まで保護する靴)など、それぞれ丈夫なものでなければならない。尚、小学生にはネックガード及びリブプロテクターの装着が義務付けされる。

※小学生以外にもネックガード、リブプロテクターの装着を推奨する。

4)ヘルメットはフルフェイスタイプとし、以下の規格のいずれかを有するものを強く推奨する。著しく角ばったものは禁止とする。また傷のあるもの、製造より5年以上経過したものはレース使用を認めない事も有り得る。

FIA 規定(付則 L 項第 3 章第1条及び CIK-FIA 技術規則 AppendixNo2)に適合したもの

15 歳以下は Snell-FIACMS/R2007 規格適合品の使用を強く推奨する。

日本工業規格(JIS8133:200)、JIS-C 種、または 2 種

スウェーデン規格(SIS88,24,11(2))

デンマーク規格(DS2124.1)

フィンランド規格(SFS3635)

ドイツ規格(ONS/OMK:白地または青地に黒、白地に青または白地に赤レベルのみ)

スネル規格(1990SA 及び 1995SA、SFIspec31.1 及び SFIspec31.2)

イギリス規格(BS6658-85 タイプ A 及びすべての修正型を含むタイプ A/FR)

フランス規格(NFS72 305)

欧州経済共同体規格(E22 02、03 または 04 シリーズ)

上記規格に適合しないものでは JAF 公認競技用ヘルメットの使用が推奨される。

5)タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒートの走行後、主催者が指定した場所で計量及び再車検を行う。主催者によって違反が発見された場合は失格となる。

第4章 競技に関する事項

第1条 信号

競技中ドライバーに対する指示は、下記の種類の旗に従い行われる。

①国旗もしくはシグナル

競技開始は、国旗の振り下ろし、または赤シグナルのブラックアウト(消灯)でスタート。

②緑に黄色の山形旗

ミススタート(再度スタートを行う為、ローリングをやり直す)

③赤旗

レース中止または中断。ドライバーは直ちにレースを中止または中断し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる態勢でスタートラインまで徐行し、左右に分かれて安全確認しながら停止。

④白旗

サービスクー(救急車)がコースインもしくはコース上にある。

⑤青旗

静止: 追い越されようとしているので、現在の進行方向を保持。

振動: 追い越されようとしているので、その者に進路を譲る。

⑥黄旗

静止: 前方危険。追い越し禁止。※黄旗から対象車両までの区間は必ず減速し、追い越し禁止。

振動: 前方が非常に危険。停止準備且つ追い越し禁止。※黄旗から対象車両までの区間は必ず減速し、追い越し禁止。

⑦オイル旗(赤縞の入った黄旗)

前方路上に水、油有り。走行に注意。徐行を心がける。

⑧緑旗

競技続行。障害は除去されたのでコースクリア。

⑨オレンジボールのある黒旗

指示された番号のカートに技術的なトラブルがあるのでピットイン命令。修理修復後、再出走できる。

⑩白黒旗

指示された番号のカートによる軽度のルール違反に対して最後の警告。(再度ルール違反をすると黒旗が出る)

⑪黒旗

指示された番号のカートへのピットイン命令。当該ドライバーは競技長まで出頭。失格となる宣告または注意を受ける。

⑫黒と白のチェッカー旗

競技終了。前方の車を抜かず、徐行し車検を受ける。

第2条 ドライバーズブリーフィング

大会参加選手はブリーフィングに参加することが義務であり、参加しない場合はレースから除外される場合がある。

第3条 公式練習

全てのドライバーは定められている公式練習に参加しなければならない。

第4条 タイムトライアル

1) 全てのドライバーは、予選ヒートのグリッドポジションを決めるため、タイムトライアルに参加しなければならない。参加できないドライバーはその旨を届け出る事とする。

2) タイムトライアルの方法は、公式通知によって示される。

3) 計測開始後にコースに停止し再スタートできない場合や、ピットインした場合は、その時点でタイムトライアルの終了とみなされる。

4) タイムトライアルの成績は次の順序により決定される。

① ベストタイムによる順位(同タイムの場合はセカンドタイムの上位順とする)

② ノータイトム(出走順)

③ その他

第5条 レースシステム

予選ヒートの有無、グループ分け、ヒート数、周回数及びファイナルヒート進出台数とその周回数は公式通知に示される。

第6条 グリッド

- 1)カートレースでは、カートは2列に並び、第1コーナーに向かってイン側の先頭がポールポジションとして位置付けられる。
- 2)リタイヤ等によりレースに参加できなかったドライバーのポジションが、空席となっても他のカートは移動してはならず、スタートの合図が出されるまで空席グリッドが維持されなければならない。

第7条 スタート

- 1)スタートは、2列隊列のローリングスタートで行う。(クラスによってはスタンディングスタートの場合もある)
- 2)ローリングに遅れた者は手を上げて、他のドライバーにアピールし、すみやかに自分のスタートポジションに戻る事ができる。但し、最終コーナー手前のパイロンからスタートラインまで、または主催者が定める区間では復帰できない。これに違反した者はペナルティが課せられる。また、戻る途中でスタートした場合、これに対する抗議は受け付けられない。
- 3)カートの隊列が正規の順列でスタートラインの25m手前に引かれたイエローライン前において加速していない事を確認した時、スターターはスタートの合図を送る。フォーメーションラップ中のドライバーは低速で一定のスピードを維持しなければならない。
- 4)スタート前の最終的な隊列を形成させるために、イエローライン付近にパイロンを配置することがある。当該パイロンに故意に接触した者にはペナルティが課せられる事がある。
- 5)スタート後、先頭のカートが1周するまでに、コントロールラインを越えられないカートは、そのレースに出走することはできない。また、隊列がスタートを切った後は、ピットエリアにいる車両のコースインは認められない。
- 6)フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、白地に赤バツテンのボードにより指示された者及びフォーメーションラップ中にピットインした者は隊列の最後尾に着かなければならない。

第8条 レース中のルール

- 1)コースは常に先入車優先とし、追い越しをするものは前方のカートの走行を妨害してはならず、また前方のカートは、後続のカートの進路を妨害してはならない。危険な走行はペナルティの対象となる。
- 2)オフィシャルが反則または妨害行為(プッシング・ブロッキング・その他の非スポーツマン的行為)とみなしたドライバーに対して白黒旗が提示される。さらにその行為が2回以上に及ぶときは、失格となり黒旗を受けピットインし、競技長のもとに出頭しなければならない。
- 3)いかなる場合も、定められた方向と逆に走行してはならない(但し、クラッチ付きカートの場合は、コース復帰のため安全確認後の方向転換は認められる)。
- 4)レース中は止むを得ない場合を除き、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はペナルティの対象となる。
- 5)衝突を避けるために、やむを得ずコースアウトした場合は、その最も近いところから安全確認を行い、コースに復帰しなければならない。
- 6)レース中コース内で、停止してしまった場合は、両手を高く上げてアピールし、他のカートが過ぎ去ってから後方の安全を確認し、再スタートする。再スタートできない時は、レースの障害にならないように、自分のカートをコース外の安全な場所に移動し、ヘルメットをかぶったまま終了を待たなければならない。
- 7)ジュニアクラスにおいては、カートから降りなければならない状況の場合は、オフィシャルにより排除される。また、危険回避のためにオフィシャルが援助してコース復帰または排除する場合もあり得る。
- 8)ドライバーは、工具・ケミカル用品等を携帯して走行する事は出来ない。
- 9)ピットイン、ピットアウトは決められた場所で行わなければならない。

10)コースとピットロードを区分するイエローラインをカットする事は出来ない。

11)レース進行中パドックに入ったカートは、レースを放棄したものとみなされ、再びコースに入りレースに復帰する事は出来ない。

12)事故にみまわれたカートは、オフィシャルによって検査のため停止を命じられる事がある(競技役員の指示に従う事)。

13)競技長には、不適當もしくは危険とみなしたカート及びドライバーを除外する権限がある。

第9条 レースの終了

1)レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分経過した時点で終了とする。

2)チェッカーを受けた後はスピードを徐々に落とし、前のカートを追いつき、正規のコースを走行してピットロードに進入し、車両検査を受ける。

3)先頭のカートが規定の周回数を終了する以前に誤ってチェッカーが提示された場合は、その時点をもって競技終了となる。また遅れてチェッカーが提示された場合は、チェッカーとは無関係に、規定の周回数で終了したものととして順位が決定される。

第10条 完走

1)レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分以内にカートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算される。この場合における自力とは、カートとドライバーが一体となり、他の助けを借りることなく、コースを正しい方向に進行できる状態をいう。完走者となるためには、チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上完了していなければならない。

2)フィニッシュラインを通過する際、ドライバーはカートに乗車した状態でなければならない。

3)完走者となった者のみが入賞の対象となる。

第11条 ペナルティ

1)ペナルティには次の5種類がある。

- ①タイム及び得点ペナルティ
- ②警告
- ③順位降格(リザルトのポジションダウン)
- ④ラップペナルティ
- ⑤失格

2) 警告はその必要ありと認められた違反に対し発せられる。

3) 順位降格は、レーススタート時の違反、危険な行為などの場合そのヒート終了後の順位を下げる時に適用される。

4) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用される。

5) 失格は次の反則行為に課せられる。

- ①違法または不当に得たアドバンテージ
- ②故意に自己または他人の安全をかえりみる事なく行う危険行為。
- ③与えられたオフィシャル指示を故意に無視したとき。
- ④与えられたフラッグサインの無視。

第12条 順位の決定

レースの順位は、次の順位によって周回数が多い順に決定される。

1)チェッカーを受けた完走者(規定周回数の1/2以上を完了し、チェッカーを受けた者)。

- 2)チェッカーを受けていない完走者(規定周回数の 1/2 以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者)。
- 3)周回数に基づく不完走者(チェッカーに関わらず規定周回数の 1/2 以上を走行していない者)。
- 4)失格者
- 5)不出走者(当該ヒートに出走できなかった者)。
※上記項目で、複数の同一周回数者がいた場合は、フィニッシュラインの通過順位とする。
- 6)ポイントは完走者のみに与えられ、不完走者及び失格者には与えられない。

第 13 条 ピット及びパドック内におけるルール

- 1)ピットは指定された場所を使用しなければならない。また、ピット内で作業出来る者は、当該レースに出場しているドライバーと、その登録されたピットクルーのみとし、これに違反した場合は失格になる事もあり得る。
- 2)走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は登録ピットクルー1 名に限り、コースの定めるピットサインエリア内においてのみ、その行為を行う事が出来る。
- 3)クローズド競技会においては、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はドライバーにある。ピットクルーによる規則の違反は当該ドライバーに対する黒旗の提示とする。
- 4)レース中の燃料補給は特別規則書付則で許可されていない限り禁止とする。
※消火器(ABC 粉末タイプ/4型(内容量 1.2Kg 以上))をパドックに備えることを強く推奨する。
- 5)ピットエリア内(パドックを含む)における火気(溶接機、暖房機、喫煙等)の使用はすべて禁止とする。
- 6)レース中、ピットクルーは自分のピットエリアを離れてはならない。
- 7)パドック内での走行はすべて禁止とする。
- 8)パドック内でエンジンを始動することは禁止とし、暖気は暖気運転指定場所にて行うこととする。

第 14 条 車両保管

- 1)原則として全車 30 分以上の車両保管を行う。
- 2)車検長は、スタートした全ての車両に関し車両検査を行う権限を保有する。技術委員長が検査を行う際は、ドライバー、登録ピットクルーが責任を持って車両の分解及び組み立てを行わなければならない。関係役員及びドライバー、登録メカニック以外は検査に立ち会う事は出来ない。
- 3)本条項の検査に応じない場合は失格とする。

第 15 条 抗議

- 1)主催者の判定に異議がある場合は、書面をもって抗議料を添付の上、ドライバー(チーム代表)より競技長を經由して大会審査委員会に提出するものとする。
- 2)抗議提出の時間制限
 - ①競技に関する抗議:当該、暫定結果発表後 30 分以内。
 - ②車両に関する抗議:自己のカート車検終了後ただちに。
- 3)抗議料 2,1000 円(消費税を含む)
※10 歳以下のドライバーが参加するカテゴリーにおいては、一切の抗議を受け付けない。

第 16 条 ウェイトハンデ制

ADVAN エンジョイクラスにおいて年間シリーズを通し、下記の基準に基づいたウェイトハンデ制を実施する。

- 1)毎レース上位入賞者(1~3位)に対し、次回レース時にレース終了後の車検重量に下記の特別ウェイトを加算する。
ドライレース終了後:○1位 3Kg ○2位 2Kg ○3位 1Kg
ウェットレース終了後:1~3 位に1Kg

- 2)上記当該者は3位以内に入賞し続ける限り積算される。
- 3)ウェイトハンデ後5位以下になった場合には、次大会でウェイトハンデは全て解消される(但し最低重量を下回ってはならない。)
- 4)最終戦においては全車ウェイトハンデを解消とする。

第5章 成績及び賞典に関する事項

賞典、シリーズポイントは下記の通りとする。これ以外の基準を適用する場合は、特別規則書で公示する。

第1条 レースの成立

クラス別に参加台数が5台以上あった場合にレースが成立する。性能が近似したクラスが混走となる場合があるが、賞典をクラス別とするか総合順位とするかは主催者が決定して告知する。

第2条 賞典

各クラス第1位～第3位 トロフィー

各クラス第1位～第5位 副賞

※但し、クラス別参加台数により賞典が制限される場合がある。

第3条 シリーズ戦ポイント

本大会のドライバーポイントは次の得点基準を適用する。得点は決勝レース完走者(規定周回数の半分以上を完了した者)のみ与えられ、不完走者、失格者及び不出走者には与えられない。

- 1)シリーズの成立3大会以上とする。
- 2)クラスごとに同一シリーズ戦を通じて最多得点を獲得したドライバーをシリーズチャンピオンとする。
- 3)最終戦において1.5倍のポイントを与える。

<<通常ポイント>>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

<<最終戦(通常の1.5倍)>>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	30	22.5	18	15	12	9	6	4.5	3	1.5

- 4)シリーズ戦ランキングは、同一シリーズ戦の全戦ポイントを合計し、得点の多い順に上位とする。
- 5)同点の場合は上位入賞回数の多い者を上位とする。
- 6)5)でも決定できない場合は最終戦の順位で決定する。

第6章 損害補償

主催者及び大会役員の業務遂行により起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷及び車両の損害に対して主催、後援、協力、協賛するもの及び大会役員は一切の補償責任を負わないものとする。

第7章 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告については、主催者は次のものに関し抹消する権限を有し、ドライバーはこれを拒否する事が出来ない。

- 1)公序良俗に反するもの。
- 2)政治・宗教に関連したもの。
- 3)本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第8章 肖像権及び個人情報に関する事項

レース主催者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、レースイベント参加者の肖像権及び個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

第1条 業務内容

レースイベントの受付、レースイベントのプログラム作成、レースイベントの状況撮影、レースイベントのリザルト作成、保険の受付、その他レースイベントを円滑に行うための業務及び、これらに付随する業務。

第2条 利用目的

- 1)レースイベント事務手続きを行うため。
- 2)レースイベント参加者の個人成績を公表するため。
- 3)レースイベントの内容をインターネット経由し、情報を公開するため。
- 4)レースイベントの状況動画や画像配信を行うため。
- 5)レースイベント中に事故があった場合、保険処理を行うため。

第9章 主催者の権限に関する事項

- 1)参加申し込みの受け付けに際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックの参加を選択あるいは拒否する事が出来る。
- 2)大会スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせる事が出来る。
- 3)止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することが出来る。
- 4)すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権及びその参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可する事が出来る。

第10章 その他の一般事項

- 1)チームの代表者、ドライバー及びピット要員は本規則の下で開催される競技会中に生じた事態について、本機構ならびにその所属員及び競技役員に対し、いかなる責任も追及しないこと。

2)チーム代表者、ドライバー及びピット要員はスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。

■SLO 認定車両 [YAMAHA カデットオープンクラス] (2015年1月1日)

メーカー	モデル	WB	チューブ	リアアクスル
ART	TS-05	950mm	28mm	30mm
Birel	TRY/TRY II	900mm	28mm	25mm
	C28C	950mm	28mm	30mm
	RK-28C	950mm	28mm	30mm
	L28	950mm	28mm	30mm
	MONZA ZC-28	950mm	28mm	30mm
	TRY III	950mm	28mm	30mm
CRG	NEW AGE MK01/02	950mm	28mm	30mm
	JUNIOR VK01	950mm	28mm	30mm
	DR MK01/02	950mm	28mm	30mm
	mini/HERO	950mm	28mm	30mm
EXPRIT	ROCKY	950mm	28mm	30mm
	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
FA KART	ROCKY	950mm	28mm	30mm
	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
FK	MINI950	950mm	28mm	30mm
Gillard	MINI950	950mm	28mm	30mm
INTREPID	MAKY	950mm	28mm	30mm
KART CORSE	SUPERMINI	950mm	28mm	30mm※
KOSMIC	ROCKY	950mm	28mm	30mm
	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
Mac Minarelli	MINI950	950mm	28mm	30mm※
MARENELLO	RS-III	950mm	28mm	30mm
SODIKART	MINI950	950mm	28mm	30mm
Spirit	SP C28C-J	950mm	28mm	30mm
	SP C28C	950mm	28mm	30mm
TECNO	MINI	950mm	28mm	30mm
	MINI II	950mm	28mm	30mm
	MINI III	950mm	28mm	30mm
TONY KART	ROCKY	950mm	28mm	30mm
	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
TOP KART	MINI KART FIK	950mm	28mm	30mm
Vanspeed	MINI950	950mm	28mm	30mm
WILD KART	MINI KART	950mm	28mm	30mm
	MINI KART PT	950mm	28mm	30mm
Zanardi	MINI950	950mm	28mm	30mm
	ZK1	950mm	28mm	30mm
ENERGY	STORM	950mm	28mm	30mm

注) ※印リアアクスルは 960mm 以下のものを使用

認定車両規定(抜粋)

最大幅:120cm

リアアクスル:30Φmm 以下/磁気性の材質

ホイールベース:90cm~95cm

シャシーのチューブ径:28Φmm 以下/磁気性の材質

シャシーの構成部品は製造者によってマークされ、分類されていなければならない。